

# かわさき平和ノート

## はじめに

川崎市は、昭和57（1982）年に他の都道府県・政令指定都市に先駆けて、非核三原則の完全実施、核兵器の廃絶及び軍縮を世界に求める「核兵器廃絶平和都市宣言」をいたしました。そして、この宣言を市民生活の中で生かし、具体化させるために、さまざまな平和事業に取り組むとともに、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願う自治体として、核実験に対して、その都度、嚴重な抗議を行い、一切の核実験の中止を求めてまいりました。

核兵器をめぐるっては、核不拡散条約(NPT)再検討会議などで議論がなされているところであり、令和3(2021)年1月に「核兵器禁止条約」が発効するなど、核兵器廃絶に向けた不断の努力が積み重ねられています。

一方、昨今の国際情勢をみますと、世界各地でテロや地域紛争が続いており、人々の生命や人権を踏みにじる脅威は、かつてなく高まっています。

また、戦争や被爆の体験を持つ人は年々少なくなり、人々の記憶から消えつつあることも否めません。こうした今こそ、悲惨な戦争や被爆の歴史を学ぶとともに、子どもたちに語り継ぎ、平和を守る決意と積極的な行動の大切さを伝えていかなければなりません。

川崎市は、今後とも、国内外の自治体と連携し、「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」に向けた取組を全力で支援しながら、積極的に平和事業を推進してまいります。

この「かわさき平和ノート」は、核兵器に関する世界の動きや、核兵器以外の大量殺戮兵器、軍縮の概況などをまとめたものです。多くの市民の皆さまに御活用いただき、平和の尊さを次の世代へ伝えていく一助となれば幸いです。

令和6(2024)年3月

川崎市平和館

## 核兵器廃絶平和都市宣言

真の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

しかるに、核軍備の拡張は依然として行われ、

人類の生存に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界唯一の被爆国として、被爆の恐ろしさ、

被爆者の苦しみを声を大にして全世界の人々に訴え、

再びこの地球上に広島、長崎の、あの惨禍を繰り返させてはならない。

このことは、人類が遵守しなければならない普遍的な理念であり、

我々が子孫に残す唯一の遺産である。

川崎市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、

すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、

国際社会の連帯と民主主義の原点に立って

核兵器廃絶の世論を喚起するため、

ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。

昭和57(1982)年6月8日

川崎市

## Declaration for Peace and the Abolition of Nuclear Weapons

It is the common desire of mankind to bring about a genuine and permanent state of peace and security in the world. However, nuclear arms expansion is continuing and poses a serious threat to the very existence of the human race.

Japan, as the only country to have suffered a nuclear attack, must communicate loudly to the people of the world the horror of the bomb and the agony of its victims, and must never allow the disasters of Hiroshima and Nagasaki to be inflicted again on the earth. This is a universal ideology that mankind must observe and is the only bequest we can leave future generation.

To ensure adherence to Japan's Three Non-Nuclear Principles, to achieve disarmament involving the abolition of nuclear weapons by the nuclear powers, and to arouse public opinion to strive for the eradication of nuclear weapons on the basis of international solidarity and democratic principles, the City of Kawasaki hereby declares itself a city devoted to peace and abolition of nuclear weapons.

8 June, 1982

Kawasaki City

# 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| はじめに .....             | 1  |
| 核兵器廃絶平和都市宣言 .....      | 2  |
| <b>核と兵器をめぐる状況</b>      |    |
| 1 核兵器と世界 .....         | 4  |
| 核保有国の核政策 .....         | 6  |
| 核兵器の事故 .....           | 10 |
| 核実験の事故 .....           | 13 |
| 2 核軍縮と世界 .....         | 14 |
| 核軍縮に係る多国間条約 .....      | 15 |
| 核軍縮に係る二国間条約 .....      | 18 |
| 3 地域からの核廃絶への取り組み ..... | 20 |
| 日本の非核宣言自治体 .....       | 20 |
| 4 世界の非核兵器地帯 .....      | 22 |
| 5 核兵器以外の大量殺戮兵器 .....   | 24 |
| 生物兵器 .....             | 24 |
| 化学兵器 .....             | 25 |
| 6 生物化学兵器に関する軍縮条約 ..... | 27 |
| 7 通常兵器に関する軍縮条約 .....   | 29 |

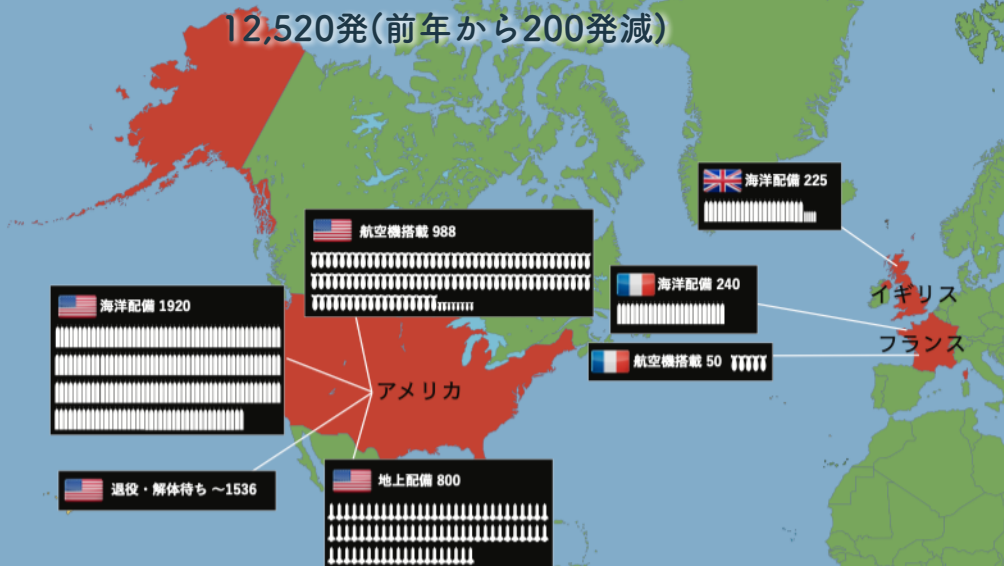
# 核兵器と世界

第二次世界大戦終結から間もなく、世界はアメリカ合衆国とソビエト連邦という二つの超大国が激しく対立する、冷戦と呼ばれる時代に突入します。東西冷戦期には、地球を23回も滅亡させる、約7万発もの核弾頭が地球上に存在していたこともあります。1986年にピークに弾頭数は減少してきてはいますが、それでも2023年6月時点で、地球上には、1万2520発の核弾頭があります。ピーク時の1/5以下にはなっているとはいえ、地球を4回以上滅亡させる核弾頭数です。

核弾頭の9割以上は、アメリカとロシアによって保有されています。アメリカは、潜水

## 2023年6月時点の世界の核弾頭数

12,520発(前年から200発減)

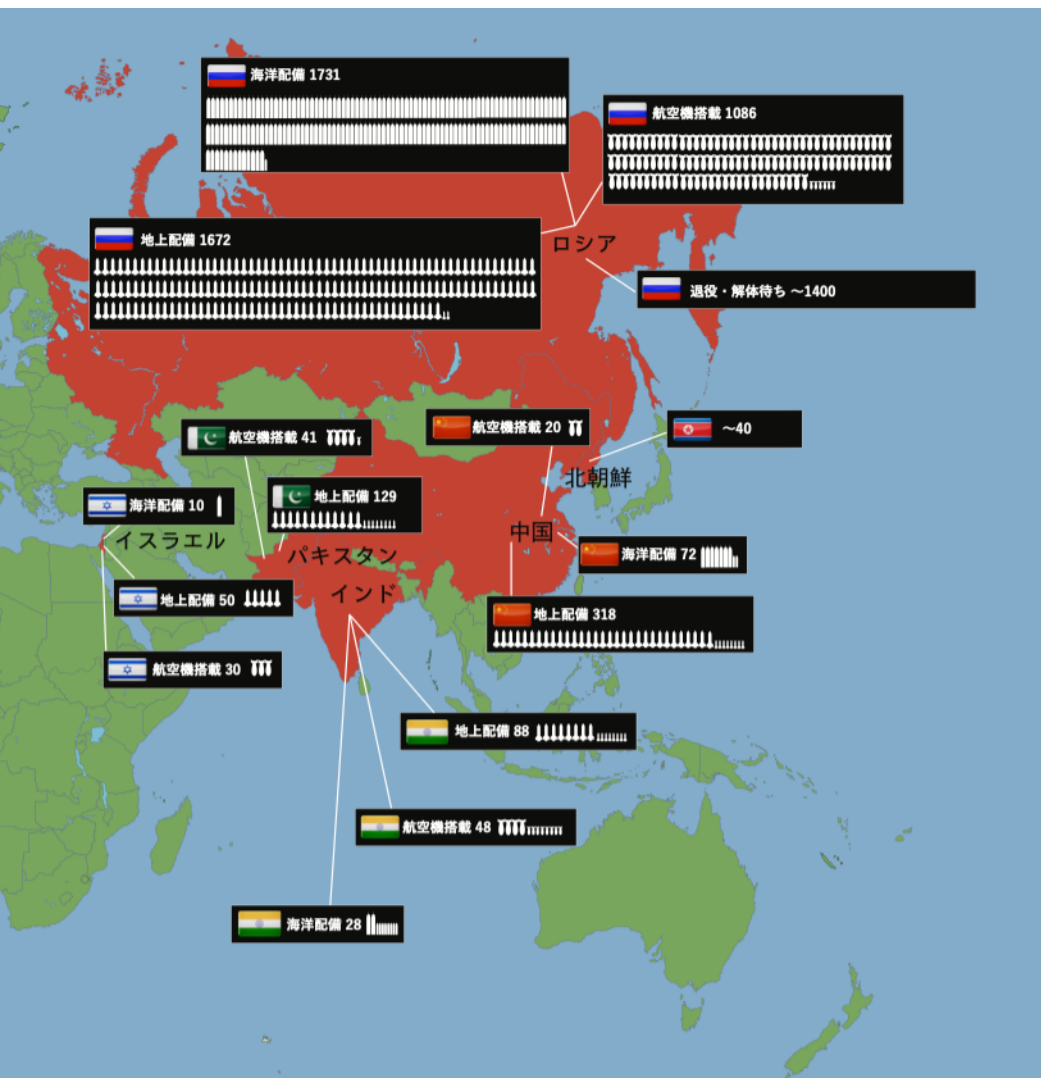


長崎大学核兵器廃絶研究センター「世界の核弾頭データ(2023年6月)」

[https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear\\_list\\_202306](https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/nuclear1/nuclear_list_202306) を元に作成

艦などに搭載する海洋配備型の核兵器を重視する傾向がある一方、ロシアは、地上、海洋、航空機搭載など満遍なく配備する傾向があります。2023年6月時点では、ロシアが5,890発(内退役・解体待ち1,400発)、アメリカが5,244発(内退役・解体待ち1,536発)と、ロシアの方が核弾頭の保有数は多くなっています。

アメリカとロシアの保有する核弾頭の多くは、即応態勢のもと管理されています。即応態勢とは、敵の核ミサイルが自国に向かって発射されたという警報が出た場合、両国の大統領が、10分程度で核のボタンを押すかどうかを判断できる態勢です。



## 核保有国の核政策

核兵器は、たった1発で何万人もの命を奪い、町を消してしまうほどの破壊力があります。実戦では、広島と長崎への原爆投下が最初で最後の核兵器使用になりましたが、戦後長らく続いた東西冷戦と呼ばれる時代には、アメリカに代表される西側ブロックと、ソ連に代表される東側ブロックが、強大な軍事力を背景に睨み合い、究極の軍事力として、多くの核兵器が製造・配備されました。

冷戦が終結しソ連が崩壊した後も、アメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、インド、パキスタンは核兵器を保有しています。イスラエルは、核兵器保有の宣言はしていませんが、確実に保有していると考えられています。北朝鮮は、核兵器保有を宣言していますが、弾頭の運搬手段なども含めた、運用状態にある核兵器を保有しているかどうかに関してはまだ不透明です。

核兵器を保有しているとみられるどの国も、核兵器の保有が、他国からの侵略や強要などの安全保障上の脅威を抑止するという核抑止論を掲げています。

### ミニトピック: 相互確証破壊と安定-不安定のパラドックス

東西冷戦時代の軍事力、特に核戦力の拡充競争は、「相互確証破壊」という理論を生み出します。アメリカとソ連が互いに、先制攻撃を受けても相手に甚大な被害をもたらす報復能力を持ち合っている間は、恐怖による抑止力が働き、核戦争をはじめとする、直接的な大規模軍事衝突は起きないという理屈です。



他方、核戦力による相互確証破壊は、国家主体の関与するより低強度の暴力行為を生じやすくさせるとする「安定-不安定のパラドックス」という理論もあります。敵対する国同士が相互確証破壊が成立する核戦力を持つと、お互いが核による報復を恐れるようになります。核による報復という最終手段をお互いに持つため、圧倒的な通常兵器戦力による戦争の抑止力が相対的に下がることになります。そのため、通常戦力で相手よりも劣る核保有国は、内戦やテロの支援など低強度の暴力行為がやりやすくなるという理屈も成り立ちます。

確かに、冷戦期にアメリカとソ連が直接交戦することはありませんでした。しかし、これをもって戦争を抑止したとは言えない側面もあります。直接的に戦火を交えていなくとも、アメリカとソ連は他国の問題に直接・間接的に武力介入を行なう代理戦争をしてきたからです。例えば、アフガン紛争には、ソ連が直接介入し、アメリカが反共産主義政府の民兵組織を支援していました。

恐怖による抑止力は、脅威の現実的度合いをどのように認識するかのだけでも見解が分かれ、さまざまな仮定を積み重ねるために、検証不可能な議論に陥りがちです。そして、周辺諸国との際限なき軍備拡大競争が続く恐れも強いという議論もあります。

9カ国の核保有国は、大きく分けて2種類に分類できます。まず、核不拡散条約(NPT)により、保有が認められている、核兵器国があります。世界の核兵器の9割以上を保有するアメリカとロシア、そして中国、イギリス、フランスです。そして、NPTの枠外で核兵器を保有している国としては、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮があります。イスラエルは、核を保有しているとも保有していないとも宣言をしていませんが、核兵器保有が確実視されています。そして、北朝鮮は核兵器保有の宣言をしています。

## 🇺🇸🇷🇺 アメリカとロシア

アメリカとソ連は、核軍拡競争を冷戦時代に繰り広げてきました。しかし冷戦終結は、両国の核政策に変化をもたらします。冷戦が終わったからといって、両国が軍事的な意味において対立しなくなったわけではありませんが、少なくとも、冷戦期のような過剰な核報復システムを維持する必要性はなくなりました。

2009年4月、プラハ演説でオバマ前大統領は「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある」とした上で「信念を持って、米国は核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい」と述べています。

世界の全弾頭数の9割以上は米国とロシアが保有しています。両国は、2000発以上の核弾頭を即応発射態勢に置いています。アメリカの場合、核ミサイルが米国に向かってしていると判断される警報を得てから8~12分の間に大統領は、核のボタンを押すかどうかの判断をする体制をとっています。

冷戦期から、アメリカとソ連の間では、核兵器の削減には取り組みがありました。冷戦後は核軍縮をしました。冷戦期には、6万発以上の核弾頭を保有していたアメリカとソ連(ロシア)ですが、現在は7134発(2023年6月時点)にまで削減されています。ただ、削減されたとはいえ、7134発は地球を何回も破滅させるだけの威力を持っています。

アメリカも、ロシアも核兵器の先行使用の自制を宣言していません。ロシアは旧ソ連時代(1982年)に核兵器の先行使用の自制を宣言していましたが、ロシアになり1993年、NATOに対する通常戦力の劣勢を理由に宣言を撤回しました。アメリカは、先行使用の自制を宣言しておらず、先に核兵器を使う可能性を残しています。これは、世界に存在する中の9割以上の核兵器が、先行使用される可能性があるということを意味しています。



プラハで未来の核廃絶についてスピーチするオバマ前アメリカ大統領(2013年7月)  
出典: U.S. Department of Energy



モスクワ赤の広場をパレードするソ連のR12中距離弾道ミサイル(撮影年1959-1968年)  
撮影: Central Intelligence Agency



配備されたアメリカのPGM-19弾道ミサイル  
(撮影年1956-1961年)  
撮影: U.S. Air Force



## ✔ イギリス、フランス、中国

アメリカとロシアに比べると一桁以上小さな規模ではありますが、イギリス、フランス、中国も核不拡散条約上の核兵器保有国です。これら3カ国は、核兵器の保持に対してそれぞれ違う政策を持っています。

### ✔ イギリス

イギリスは、最小限の効果的な核抑止力の必要性という観点から、核弾頭を保有しています。安全保障戦略における位置付けは高くないと考えられていますが、原子力潜水艦から発射する弾道ミサイル「トライデント」に核弾頭を搭載しています。安全保障戦略上の位置付けが低いと考えられる理由はいくつかあります。まず、イギリスはトライデントを保有はしておらず、アメリカより「借りている」形となっており、完全な形で運搬手段と弾頭のパッケージとしての核兵器の保有をしているわけではありません。搭載可能な原子力潜水艦は4隻保有しており、それぞれの潜水艦には16発のトライデントミサイルが搭載されています。そして、トライデントミサイル一発につき、核弾頭3個までを搭載できますが、フルには搭載していないと考えられています。

### ✔ フランス

フランスにとっての核(兵器・エネルギー)は、ド・ゴール政権下で失われた大国の威信を取り戻す「フランスの栄光(フランスの独立性)」という信条のもと核兵器を保有したところから始まります。核抑止を安全保障の保証だけでなく国家の独立の保証と位置付けているところが特徴的であり、その意味では極めて核への依存度が高い国です。

核戦力の柱は、原潜4隻の潜水艦発射弾道ミサイルと爆撃機搭載核兵器です。ただ、核兵器の削減に後ろ向きというわけではなく、2008年には、サルコジ(元)大統領は、航空機搭載の核戦力を3分の1削減し、弾頭数を300発以下にすることを発表しました。

### ✔ 中国

中国は約250発の核弾頭を保有していますが、安全保障上の位置付けはかなり低く、核の使用に関しては消極的な姿勢を示しています。

核保有国9ヵ国の中で中国のみが、「核攻撃の脅威」に対してのみ核兵器使用を考慮するとして、核兵器の使用目的を限定しています。また非核兵器国に対して、核攻撃、核による威嚇ともに行わないことを早くから表明してきました。

中国は、核弾頭をミサイルなどの運搬手段に搭載せず、分けて貯蔵しており、アメリカやロシアのような核の即応体制はとっていません。ただし、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を搭載可能な戦略原子力潜水艦が4隻就航しており、これらに搭載されているとみられる弾道ミサイルの即応体制に関しては不明です。

### ✔ インド

インドは、ウラン鉱山が豊富にあることから、エネルギー政策の面でも、原子力発電所を1963年には建設していますが、核兵器製造も原子力発電と密接に関わっています。インドの核兵器は、ウランを使用した原子力発電で生み出されるプルトニウムを使っています。

1974年、インドはNPTに加盟しないまま核実験を行いました。そして1998年に24年ぶりの核実験を行うとともに核兵器の保有を宣言しました。2023年6月時点で、164発の核弾頭を保有しています。

そして、大きな特徴となっているのは、運搬手段です。射程距離が3000-5000kmの中距離弾道ミサイルも保有はしていますが、ほとんどは短距離弾道ミサイルと航空機搭載の爆弾です。つまり、核兵器は主にパキスタンや中国など隣国に向けられていることとなります。

ただ、これら運搬手段と弾頭は別に保管されています。配備されているミサイルや爆弾に、普段核弾頭は装着されておらず、即応体制は取られていないと考えられています。



インドのアグニ2中距離弾道ミサイル(2004年撮影)  
撮影: António Milena, Agência Brasil

## 🇵🇰 パキスタン

パキスタンは、インドの核実験に呼応する形で核兵器保有を宣言しました。2023年6月時点で、インドよりも若干多い、170発の核弾頭を保有しています。パキスタンもNPTの加盟国ではありません。インドが1998年に2度目の核実験を実施した3週間後に、パキスタンは初めての核実験を行い、核保有国になりました。核拡散の悪循環です。

パキスタンの核戦略は、インドよりもさらに明確で、目標はインドという隣国です。弾頭の運搬手段を見ると、弾道ミサイル、巡航ミサイルともに射程は400~1200kmと短く、核弾頭を搭載可能な航空機も航続距離は1600-1800kmと短いことから、核兵器を使用するターゲットとなるのはインドであると考えられます。

ただ、インドと同様、弾頭の運搬手段と弾頭は別に保管されており、即応体制は取られていないと考えられています。

## 🇮🇱 イスラエル

イスラエルは、他の核保有国と違い、核兵器の保有を宣言していませんが、確実に核兵器を保有していると考えられています。周辺をイスラエルを国家として認めない国に囲まれているということもあり、1960年代にフランスの支援により核弾頭を保有していたと考えられています。イスラエルは、核兵器の保有に関しては、保有しているとも、保有していないとも表明しない「あいまい政策」を取っている事もあり、どのように核兵器を取り扱っているのかはよくわかっていませんが、核弾頭と運搬手段は別に保管され、即応体制は取られていないと見られています。

## 🇲🇵 北朝鮮

北朝鮮は2003年にNPTを脱退し、その2年後の2005年には核兵器保有宣言をしました。核弾頭を保有していることは確かであると見られています。日本の防衛省は、弾頭の小型化や搭載するミサイルの開発により、核弾頭の兵器化がかなり進んでいると考えています。北朝鮮の核弾頭は全てプルトニウムを使用していると考えられています。プルトニウムは原子力発電所の稼働により得ていると考えられ、弾頭一発に5Kgのプルトニウムを必要

とする計算で、2023年6月時点で大体40発分ほどを保有していると予想されます。

北朝鮮は、近年核実験や、ミサイルの発射実験を繰り返しており、平和と安全への脅威として、国際社会から大きな非難を浴びています。

参考資料: SIPRI Yearbook 2022 Armament Disarmement and International Security, Stockholm International Peace Research Institute, Oxford University Press、防衛白書令和4年版 防衛省

## 核兵器の事故

核兵器の使用は、たった一回で、何万人もの命を奪い、世代を超えてヒバクに苦しむ人々を生み出します。実戦においては、核兵器は広島と長崎を最初で最後にして、これまで使用されていませんが、使用される寸前までいったことはあります。そして、ミスにより弾頭が落下した事もあります。

核兵器は使用すれば甚大な被害を及ぼす大量殺戮兵器であるだけに、非常に厳重に管理・保管されていますが、同時に多くの核兵器は、いつでも発射できるように配備されてもいます。

2014年、イギリスの王立国際問題研究所は「安心するには近すぎる(Too close for Comfort)」と題したレポートを発表しました。レポートによれば、核兵器は技術的な問題やミスにより、これまでに13回も発射される寸前まで行きました。

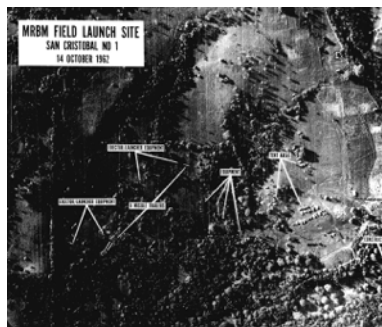
### 🔍 発射寸前の危機1: キューバ

核戦争の一手手前の状況として最も有名なのは、キューバ危機でしょう。キューバ危機は、カストロ政権を転覆させようとするアメリカに対抗するため、ソ連がキューバへの核ミサイル配備を決定し、それに対抗するアメリカが、キューバを海上封鎖、アメリカとソ連という両核大国による、直接の軍事衝突の可能性が高まった事件です。最終的には、アメリカがキューバを侵攻せず、トルコに配備した中距離弾道ミサイルを撤去する代わりに、ソ連はキューバからミサイル基地を撤去することで、キューバ危機は回避されました。

しかし、王立国際問題研究所のレポートによると、このキューバ危機には、もっと具体的な発射寸前の危機がありました。

1962年10月1日、ソ連は、船団を護衛するために、15キロトンの核魚雷を搭載した4隻の潜水艦を派遣していました。

4隻の潜水艦には、艦長と政治将校の合意があれば、クレムリンからの指令を受けてい



1962年10月16日、アメリカU2偵察機により撮影されたケネディ大統領に報告された建設中のミサイル基地の写真

出典: The John F. Kennedy Presidential Library and Museum

なくとも、核魚雷を発射する権限が与えられていました。

アメリカは海上封鎖をすること、そして封鎖の一環として、水中爆雷を使った演習をすることをモスクワに通告していましたが、派遣された潜水艦の一隻であるB-59は、アンテナの不具合によりその情報を知りませんでした。アメリカの爆雷演習を、実際の攻撃と判断した艦長は、核魚雷による攻撃を命令します。しかし例外的に、核攻撃には副艦長の承認も必要としていたB-59では、副館長が承認を拒み、モスクワの指令を待つよう説得したことで、最終的に核魚雷発射は回避されました。

## 🔍 発射寸前の危機2: アメリカ

1979年には、アメリカのミサイル早期警戒システムのコンピューターの不具合により、核攻撃を想定した演習データが、現実の脅威と認識され警報が出されました。この時は、別の空軍早期警戒システムにより間違いであることがわかりました。しかしその後1年もしないうちに同じ早期警戒システムは、ソ連が2200発のミサイルをアメリカに向け発射したという警報を発します。大統領へ報告される寸前で、他の警戒システムでは一切警報が出ていないことから、取り止められましたが、大統領が10分で核ミサイルを発射するかを決める最終判断の一手手前までの事態になった出来事でした。



弾道ミサイル早期警戒システムの戦術オペレーションルーム(1984年10月)  
撮影: Glen D. Plummer U.S. Air Force

## 🔍 発射寸前の危機3: ソ連

1983年には、ソ連の早期警戒システムが、アメリカが5発の大陸間弾道ミサイル(ICBM)をソ連に向けて発射しているという警報を発します。報復攻撃のためには10分以内にクレムリンに報告しなければなりません。しかし、早期警戒衛星基地の担当将校は、ミサイルが5発という中途半端な数であることや、システムが発する情報にミサイルが発するはずのジェット噴流がないことに疑問をもち、クレムリンへの報告をしないことにしました。後から、警戒衛星と、太陽と、アメリカ大陸に位置の関係で、アメリカ大陸に反射した太陽光を警戒システムはミサイル発射と判断していたことから警報が発せられていたことがわかりました。このケースもソ連から核ミサイルが発射される一手手前の事態でした。

## 🔍 発射寸前の危機4: ロシア

1995年に、ノルウェーから打ち上げられた民間のロケットが、ロシアの早期警戒基地により、アメリカのトライデント級潜水艦から発射された核ミサイルと認識されました。ノルウェーはロケットの発射をロシアに通告していましたが、発射の正確な日時を知らせていなかったことや、通告がロシアの早期警戒基地には伝えられなかったことから、ロケット発射は潜水艦からの核ミサイル発射としてクレムリンに報告されました。大統領が、他の発射承認者とともに核兵器による報復の判断をする事態にまでなりましたが、核兵器による奇襲をかけられるような情勢ではないことや、ロケットがノルウェーの民間ロケットであることがわかり、発射はされませんでした。しかし、これは核兵器使用を承認する権

限をもつ最高レベルが発射の判断をするという事態にまでなったケースです。

このような、人的ミスや技術的ミスにより、核兵器が使用される寸前までいったことは、1962年以降、13回起きていますとレポートは指摘しています。そして発射は、発射を判断する最高レベルに報告を上げないことに決めるなど、決められた手続きに淡々とは従わない、いわば個人の資質により回避されたケースがかなりあることをレポートは示唆しています。別の言い方をすれば、警報から発射までの手続きを迅速に決められた通りに行っていたら、広島・長崎以降も核兵器の実戦使用もあり得たことになります。

核抑止という安全保障戦略は、実のところそれほど安全を保障しているわけではないのかもしれない。



ノルウェーから打ち上げられた民間ロケットの同型機(1984年1月)  
撮影: NASA

## 🔍 核兵器の取り扱いを誤ったケース: アメリカ

1960年代前半、NATOは搭載した航空機からMark7型核弾頭を外す際に、誤って安全装置のワイヤーを引き抜くミスを行いました。幸い爆発はしませんでしたでしたが、このワイヤーが引き抜かれると、レーダーやスイッチにより、わずか数メートルの落下距離で爆発する状態になります。



オハイオ州デイトンの空軍博物館に展示されているMark 7

出典: Wikimedia Commons

## 🔍 核搭載機の事故: イギリス

1961年には、Mark28型水爆を搭載したイギリスのF-100戦闘機が、地上で誤って予備燃料タンクを落下させ、爆発する事故がありました。この事故は、整備士などの人的技術ミスが原因で引き起こされました。幸い搭載されていた水爆は爆発しませんでした。



1962年10月に沖縄嘉手納基地で開催された第1回弾薬搭載競技会でF-100戦闘機に積み込まれるMark28型爆弾。弾頭は不明

出典: NARA, Still Pictures Unit, Record Group 342B

## 🔍 行方不明になった核弾頭: アメリカ

2007年には、6つの核巡航ミサイルが、36時間にわたり行方不明になる事故が起きました。これらの核ミサイルは、のちにB52爆撃機に誤って吊下され、ノースダゴタからルイジアナまで飛行していたことが判明しました。核巡航ミサイルの行方不明という事態は、配備計画の変更が基地に伝えられなかったことと、整備担当者が搭載されたミサイルの種類を確認しなかったという人的ミスが重なり、引き起こされました。同じような事故はこれまでに4回起きていとされています。

## ✔ ミサイルの爆発: アメリカ

1980年には、アメリカのアーカンソー州にあるミサイル基地で、Titan2核ミサイルが爆発しました。整備士のミスで、ミサイルの燃料に火がつき爆発、核弾頭も飛ばされ、近くの道路に落下しましたが、幸いに爆発はしませんでした。



米国アリゾナ州ピマのタイタンミサイル博物館に展示されているタイタン2  
撮影: Jeff Keyzer

## ✔ 核搭載機の事故: アメリカ

1961年には、燃料漏れにより、セイモア・ジョンソン空軍基地に緊急着陸しようとした、Mark39水爆を搭載したB52爆撃機が、墜落しました。墜落する際に、搭載していた水爆が落下、ゴールズボロ村に落ちました。幸い残っていた安全弁のおかげで爆発はしませんでした。



B52爆撃機の墜落により、ゴールズボロ村に落下したMk.39核爆弾  
撮影: U.S. Air Force

## 核実験の事故

核兵器の開発や技術維持のために行われる核実験には、地上や海上、空中で行われる大気圏内核実験、地下核実験、水中核実験、大気圏外核実験があります。地上、海上、水中、空中の核実験は甚大な放射能汚染をもたらします。地下核実験は、想定通りの爆発であれば、放射性物質は地上にほぼ出ないとされていますが、想定を超え、地表に穴が開くと放射能汚染をもたらします。また、地下核実験は地震も発生させます。

## ✔ ビキニ水爆実験と第五福竜丸: アメリカ

アメリカは、1946年～1954年の期間、当時信託統治領だったビキニ環礁(現 マーシャル諸島共和国)で、66回の核実験を行いました。中でも、1954年3月1日に行った、世界最大規模の水爆実験「ブラボー」(15メガトン =広島型原爆の約1000倍の威力)は、爆発により生じるエネルギーの想定を誤った事もあり、2万人以上が被曝する惨事になりました。この時の被曝で特に有名なのは、静岡県の大黒延縄漁船「第五福竜丸」です。第五福竜丸は、アメリカの設定した危険水域外で作業していたにもかかわらず、乗組員23名は、放射性降下物、いわゆる「死の灰」によって被曝しました。半年後、その一人、久保山愛吉さんが「原水爆の被害者は、私を最後にしてほしい」とのメッセージを残して、世界最初の水爆の犠牲者となりました。

水爆実験で放出された放射能は、広範囲で大気や海洋を汚染し、「放射能雨」や水揚げされた「原爆マグロ」が日本中の関心事になりました。第五福竜丸の被災と、そのあとの放射能汚染は、後に3000万筆もの署名を集める原水爆禁止運動のきっかけともなりました。



1954年にビキニ環礁で行われた水爆実験  
出典: U.S. Department of Energy

## ✔ ペリル事故: フランス

フランスは、1962年当時植民地だったアルジェリアのサハラ沙漠でGerboise Bleue(青いトビネズミ)と名付けた地下核実験を行いました。核実験は、実験用の地下構がきちんと密閉されていなかったため、放射線を帯びた岩石やチリが、大量に大気に放出されました。そして、現地地で従軍していた兵士が被曝しました。フランス政府は、長年この事故の責任を認めてきませんでした。2009年ようやく核実験被害補償法が成立しました。

参考資料: Too Close for Comfort, Chatham House, Patricia Lewis, Sasan Aghlani, Chatham House The Royal Institute of International Affairs

## 核軍縮と世界

世界は、第二次世界大戦終結から間も無く、アメリカ合衆国とソビエト連邦という二大超大国が激しく対立する、冷戦と呼ばれる時代に突入します。そして、米ソ両大国は競うように核兵器を製造・配備します。

一触即発で核戦争になる危機感、そして各軍拡競争に伴う際限のない核実験競争への危機感は多くの国により共有されてきました。そして、核兵器保有国同士の二国間、核兵器保有国、非保有国も含む多国間の条約により、核実験も含めた核軍縮を進める取り組みは、1960年代から一進一退を繰り返しながらも、今日まで続いています。

| 核軍拡・核軍縮の主な流れ (核の実戦使用は■ 核軍拡は■ 核軍縮は■) |  |
|-------------------------------------|--|
| 1945年                               | 米国、世界最初の核実験<br>米国、広島に原爆投下<br>米国、長崎に原爆投下                  |
| 1949年                               | ソ連、最初の核実験  |
| 1952年                               | 英国、最初の核実験<br>米国、最初の水爆実験                                  |
| 1953年                               | ソ連、最初の水爆実験   |
| 1954年                               | 米国のビキニ環礁水爆実験 第五福竜丸被爆                                     |
| 1959年                               | 南極条約署名   |
| 1960年                               | フランス、最初の核実験  |
| 1962年                               | キューバ危機   |
| 1963年                               | 部分的核実験禁止条約(PTBT)発効                                       |
| 1964年                               | 中国、最初の核実験  |
| 1967年                               | 宇宙条約署名<br>ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名                               |
| 1970年                               | 核不拡散条約(NPT)発効  |
| 1971年                               | 海底核兵器禁止条約署名  |
| 1972年                               | 米ソ、戦略兵器制限交渉(SALT I)諸条約署名<br>米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名 |
| 1974年                               | インド、最初の地下核実験<br>米ソ、地下核実験制限条約署名                           |
| 1985年                               | 南太平洋非核地帯条約署名   |
| 1987年                               | 米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名(2019年米の脱退により失効)                       |
| 1990年                               | ソ連、最後の地下核実験  |
| 1991年                               | 英、最後の地下核実験<br>米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名                  |
| 1992年                               | 米、最後の地下核実験<br>朝鮮半島非核化共同宣言署名                              |
| 1993年                               | 南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表                                      |
| 1994年                               | 米朝枠組み合意<br>米露、START I発効<br>最初の国連総会日本決議が採択                |

## 核軍拡・核軍縮の主な流れ（核の実戦使用は■ 核軍拡は■ 核軍縮は■）

|       |   |       |   |
|-------|---|-------|---|
| 1995年 | NPT再検討・延長会議開催、NPT無期限延長を決定<br>フランス、核実験を再開<br>東南アジア非核兵器地帯条約署名                                       | 2005年 | 第7回NPT再検討会議開催                                   |
| 1996年 | フランス、最後の地下核実験実施<br>英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名<br>中国、最後の地下核実験実施<br>包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始<br>アフリカ非核兵器地帯条約署名 | 2006年 | 北朝鮮が初の地下核実験を実施<br>中央アジア非核兵器地帯条約署名               |
| 1997年 | 米国が初の未臨界核実験   | 2009年 | 中央アジア非核兵器地帯条約発効<br>アフリカ非核兵器地帯条約発効<br>米印核協力協定が発効 |
| 1998年 | 英仏、核兵器国で初めてCTBT批准<br>インド、地下核実験を実施<br>パキスタン、地下核実験を実施   | 2010年 | 米ロ、新START条約に署名                                  |
| 2002年 | モスクワ条約(SORT)署名<br>ABM条約失効<br>米、ミサイル防衛初期配備決定を発表  | 2021年 | 核兵器禁止条約 発効                                      |
| 2003年 | 北朝鮮、NPTからの脱退を宣言<br>モスクワ条約(SORT)発効   |       |   |

## 核軍縮に係る多国間条約

### ☑ 南極条約・環境保護に関する南極条約議定書(通称: 南極条約 1961年発効)

核軍縮に特化したものではありませんが、南極条約は世界で初めての核爆発や放射性廃棄物の処分禁止を含む条約です。

条約は1954年に採択され、1961年に発効した、14条からなる、南極地域の軍事利用の禁止、科学的調査の自由と国際協力、領土主権や請求権の凍結、核爆発、放射性廃棄物処分の禁止などを定めた条約です。イスラエルを除く全核弾頭保有国を含む、53カ国により署名・批准されています。

### ☑ 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(通称・略称: 部分的核実験禁止条約(PTBT) 1963年発効)

ビキニ環礁における水爆実験をきっかけに世界的な広がりを見せた反核運動や、キューバ危機を契機として、1963年、アメリカ、ソ連、イギリスは、大気圏や宇宙空間、水中での核実験を禁止する部分的核実験禁止条約に調印・発効しました。この条約により、核実験による放射能汚染は減少してゆきますが、核開発で遅れをとっていた中国とフランスは当初より条約には参加せず、1980年まで大気圏の核実験は続けられました。また、地下核実験は禁止されなかったため、核実験の軸は地下核実験へと移行してゆき、核開発そのものを止める効果はあまりありませんでした。部分的核実験禁止条約は、発効までに111カ国により調印されました。



## ☑ 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(通称: 宇宙条約 1967年発効)

部分的核実験禁止条約が宇宙空間における核実験を禁止しているのに対し、宇宙空間や地球の軌道上への大量破壊兵器の配備を禁じているのが宇宙条約です。宇宙空間や天体を公域として規定し、空間や天体の平和利用を定めたもので、全ての核弾頭保有国を含む105カ国により批准されています。全ての核弾頭保有国により批准されている条約ではありますが、抜け穴が多い条約でもあります。この条約が禁じているのは、軌道上、天体への大量破壊兵器の配備であり、弾道ミサイルのように、大気圏外を「通過」するものは含まれていません。

## ☑ 核兵器の不拡散に関する条約(通称・略称: 核不拡散条約(NPT) 1970年発効)

これまでに締結された核軍縮に関する条約のうち、多国間条約として核の不拡散を定めているのが、NPTです。NPTが1968年に署名開放(1970年に発効)した時点で、すでに核爆発装置を製造・爆発させた、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の5か国を、核兵器国(核クラブメンバー)として認め、それ以上核兵器を持つ国を増やさないという条約です。この条約は1) 5か国以外の国への核兵器の不拡散、2) 既存の核兵器国による軍縮、3) 原子力の平和利用という3つの柱からなっています。一見、5か国のみを特別扱いしている不平等な条約にも見えますが、現在までに、191もの国が批准(日本は1976年に批准)しています。核クラブメンバーではない核兵器保有国である、インド、パキスタン、イスラエルは加盟していません。また、核弾頭を保有していると見られる北朝鮮は、NPTの加盟国ですが、1993年と2003年に脱退を表明しました。

この条約は、5年に一度国連本部で、条約の履行状況・核軍縮について再検討会議を開くこととなっており、現在、多国間条約の会議としては、核軍縮について国際的に議論される唯一の場となっています。再検討会議は、毎回合意文書の採択を目指しますが、2005年、2015年の会議では、合意文書を採択できませんでした。2010年に開催された再検討会議においては、核軍縮への明確な約束と、核兵器のない世界の達成に言及され、核廃絶への期待は高まりました。しかし、2015年の再検討会議においては、エジプトの提唱する中東非核地帯設置について、非NPT加盟国で実質的核兵器保有国のイスラエルを巡り、中東の非核保有国とアメリカの間で合意ができず、合意文書の採択が出来ませんでした。

## ☑ 海底核兵器禁止条約(1972年発効)

海底核兵器禁止条約は、締約国の領海外の海底における、大量破壊兵器の設置や使用、実験を禁じた条約で、アメリカとソ連が原署名国となっています。南極条約とともに、人類が住んでいない場所を非核地帯化する条約です。現在、日本を含む84カ国が批准しています。

## 📌 包括的核実験禁止条約(略称: CTBT 未発効)

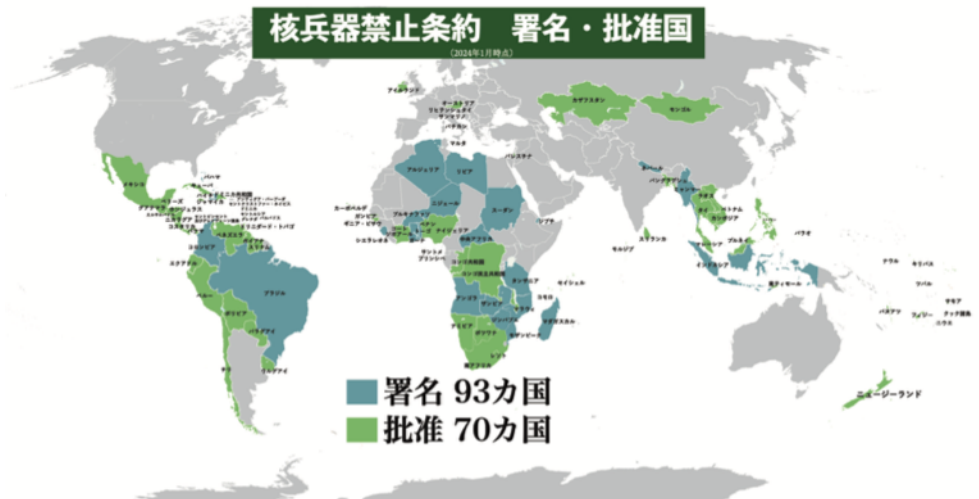
部分的核実験禁止条約(PTBT)は大気圏内、宇宙空間、水中における核実験を禁止したもので、そのため「部分的」という表現が使われています。PTBTにより、地上や水中での核実験は無くなりましたが、核実験そのものがなくなったわけではありません。核実験は、実施場所をPTBTで禁止されていない場所である地下に移して、相変わらず行われています。

場所を問わず、全ての核実験を禁止する目的で、1996年に国連で採択されたのが包括的核実験禁止条約(CTBT)です。この条約は、あらゆる空間での核実験や核爆発を禁止している画期的な条約ですが、未だ発効には至っていません。条約の14条付属書2では、ジュネーブ軍縮会議のメンバー国で、かつIAEAの「世界の研究用原子炉」に挙げられている44ヶ国すべての批准が必要であるとされていますが、この中には核弾頭の保有国が全て含まれています。核弾頭の保有国のうち、既に署名・批准している国はロシアと、イギリス、フランスだけです。中国、イスラエル、アメリカは署名はしているものの批准はしていません。北朝鮮、パキスタン、インドは署名もしておらず、発効の目処は立っていないのが現状です。

## 📌 核兵器禁止条約(略称: NWC)

核実験の禁止や制限、限られた場所での核兵器使用の禁止ではなく、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用を禁止する、つまり実質的に核兵器の存在そのものを禁止する条約が、核兵器禁止条約です。2007年にコスタリカとマレーシア政府の共同提案として国連に提出され、2017年7月7日に採択されました。条約が発効するには、50カ国の批准が必要となりますが、2020年10月24日、ホンジュラスが批准したことにより、2021年1月22日に核兵器禁止条約は発効しました。

2024年1月時点で、93カ国が署名、70カ国が批准しています。



## 核軍縮に係る二国間条約

### ☑ 核兵器制限交渉/条約(略称: SALT SALT I 1972年発効 SALT II 未発効)

キューバ危機以降、アメリカとソ連の間では、際限のない核軍拡競争を抑えようという動きが出てきました。核兵器制限交渉/条約は、この動きの中、核弾頭の運搬手段となる弾道ミサイルをお互いに制限することで、お互いの軍事バランスを保ちつつ、際限のない軍拡に歯止めをかけようという試みでした。交渉は、陸から発射される大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦から発射する弾道ミサイル(SLBM)の数のバランスを取るために交渉を続け、1972年には、SALT1に合意しました。この合意では、保有できるICBMをアメリカが1000発、ソ連が1410発に、SLBMをアメリカ710発、ソ連950発に制限しました。

SALT1の後、アメリカとソ連は、第二次交渉(SALT2)に入ります。第二次交渉は1979年に署名され、制限する運搬手段に戦略爆撃機も含めた制限と、1発のミサイルや爆弾に複数の弾頭を搭載するミサイルの削減を定めていましたが、署名後、ソ連のアフガニスタン侵攻があり、アメリカが批准を拒否しました。



1979年6月18日、SALT2に署名するアメリカのカーター大統領と、ソ連のブレジネフ書記長

撮影: Bill Fitz-Patrick

### ☑ 弾道弾迎撃ミサイル制限条約(略称: ABM 1972年発効)

アメリカとソ連はSALT1において、敵を攻撃するICBMとSLBMを制限しました。米ソの相互確証破壊のバランスは、核弾道ミサイルだけでなく、弾道弾を迎撃するミサイルによっても保たれます。迎撃するミサイルが増えると、その分相互確証破壊に近づけようと、核兵器の配備数が増えてゆくことになってしまうからです。迎撃ミサイルの配備競争は、結果として核軍拡競争に歯止めが効かなくなるだけでなく、先制攻撃の誘因ともなりうることから、アメリカとソ連は、迎撃能力を、お互いにあえて弱めることで、核軍縮を進める交渉(ABM条約交渉)を行います。交渉の結果、1972年に、弾道弾迎撃ミサイルの配備を、アメリカ、ソ連双方で当初2箇所制限します。その後、74年には双方1箇所ずつ、ミサイルはそれぞれ100発以下に制限することで合意しました。しかし、2002年に、ミサイル防衛を推進する方針を固めたアメリカは、この条約から脱退してしまいました。

### ☑ 中距離核戦力条約(略称: INF 1988年発効)

アメリカとソ連はSALT1において、大陸間弾道ミサイルと潜水艦から発射する弾道ミサイルSの制限に合意しました。これらの核ミサイルは、長距離を飛ばし、相手国の中枢を破壊する特性から戦略核兵器と呼ばれています。戦略核兵器よりも飛距離の短い核ミサイル(射程距離500km~5,500kmの中距離核戦力)は、SALT1に含まれない兵器として、ソ連とNATOによりヨーロッパに配備され、核配備競争に陥っていました。特に70年代末にソ連が発射台の機動力や命中精度



INF条約署名後に握手するアメリカのレーガン大統領と、ソ連のゴルバチョフ書記長

撮影: Executive Office of the President of the United States

を高めた新型ミサイルを配備すると、NATOもこれに対抗して中距離ミサイルをヨーロッパに配備し、ヨーロッパを舞台に核軍拡競争が再加熱してゆきます。また、1980年代にはレーガン大統領(当時)が戦略防衛構想(SDI: 通称スターウォーズ計画)を打ち出した事もあり、この時代は新冷戦時代と呼ばれました。

このような緊迫した情勢の中、中距離核兵器の直接の脅威にさらされているヨーロッパ諸国の働きかけや、新思考外交をあげるソ連・ゴルバチョフ政権の誕生もあり、アメリカとソ連は1987年に地上の中距離核戦力を全廃するINF条約に調印し、条約に基づき、1991年までに全廃され、相互査察を経て2001年に完了しました。ただし、この条約は地上に配備される中距離核戦力の全廃を決めたもので、潜水艦に搭載する核戦力は含まれていません。

INF条約は、2019年にアメリカが脱退したことにより失効しました。

## 📌 戦略兵器削減条約(略称: START START I 1991年発効 START II 1993年発効 START III 交渉頓挫)

SALT1はアメリカ・ソ連両国の保有できる核兵器の上限を定める、いわば核兵器制限条約といっても良い条約でしたが、それに対し、すでに保有している核弾頭や運搬手段を削減することを目指したのが戦略兵器削減条約です。

ソ連のゴルバチョフ政権下では、軍事的な意味での安全保障に大きな変化がありました。まず、ヨーロッパの東側ブロックが消滅します。このことにより、ソ連による東欧諸国への核戦力も含めた軍事力の配備がなくなることとなり、核軍縮の交渉は、かなりの進展を見せます。1991年に調印されたSTART1では、7年以内に、核弾頭を6,000発以下に、弾頭の運搬手段であるミサイルや爆撃機を1,600以下に削減することとなりました。また、即応体制をとる運搬手段に装着した弾頭も、1,600発以下とすることで合意しました。2001年にはアメリカ5949発、ロシア(旧ソ連)5518発で削減を完了させました。この条約は、期限が15年間と定められており、両国とも、条約締結後、直ちにSTART2の交渉に入ります。1993年に署名されたSTART2では、2003年までに核弾頭数をアメリカ、ロシアでそれぞれ3500発以下にする事、潜水艦から発射するSLBMに搭載する核弾頭を1700-1750発以下にする事、ICBMの多弾頭の禁止が合意されました。

1997年には、START2の次の段階として、2007年までにアメリカとロシアの保有する核弾頭数をそれぞれ2000~2500発以下にすることを基本としたSTART3の交渉開始が合意されます。

アメリカ、ロシアともSTART2に署名をしますが、ロシアは批准する際、アメリカがABM条約から脱退すれば、ロシアはSTART2からの脱退する権利を持つという条件をつけており、アメリカはこの条件(議定書)を批准しませんでした。その後、2002年にアメリカがABM条約からの脱退をします。これを受けたロシア政府も、条約への義務がなくなったことを表明し、START2は未発効の条約となりました。START2が未発効となったことからSTART3の交渉も頓挫しました。

## 📌 アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃(能力)の削減に関する条約(通称: モスクワ条約 2002年発効)

冷戦末期から順調に推移したように見えたSTART交渉は、アメリカのABM脱退により、途絶えてしまいましたが、アメリカとロシアはSTARTに代わる戦略核兵器の削減交渉を始

めます。2002年には核軍縮条約であるモスクワ条約がアメリカとロシアによって署名されました。ただし、この条約は、核軍縮という観点からは、かなり緩やかな条約であると言えます。戦略核の配備弾頭数こそ、2012年までにアメリカ、ロシアでそれぞれ1700～2200発まで削減することとなっていますが、それ以外はかなりアメリカとロシア両国の裁量に任されています。例えば、削減するのは配備された戦略核の弾頭数であり、配備から外した弾頭や運搬手段であるミサイル、爆撃機を廃棄することは義務付けられておらず、保管しておくことが可能となっています。そして、保有する核兵器の構成も両国の裁量とされています。この条約は、両国の国内での批准手続きを終え、2003年に発効しました。

## 新戦略兵器削減条約(通称: 新START又はSTART IV 2011年発効)

START2と3は発効に至らず、START1は2009年に失効しました。START1やモスクワ条約の後継として2011年に発効したのが、新STARTです。

この条約は、内容的にモスクワ条約からわずかに前進しました。条約では、2018年までに、配備される戦略核弾頭をアメリカ、ロシアそれぞれで1550発に、弾頭の運搬手段を800に(配備数は700)制限しています。ただし、この条約の対象は大陸間弾道弾などの長距離の戦略核のみを対象にしており、射程の短い核兵器は制限の対象になっていません。また、STARTが頓挫した大きな要因となっているミサイル防衛に関しては、相変わらず、両国に隔たりがあります。アメリカ側は、新STARTは、対ロシアも含むいかなるミサイル防衛もこの条約により制約は受けないとしています。ロシア側は、対ロシアのミサイル防衛システムが構築されれば、条約を破棄するとしています。

参考資料: 外務省HP 核軍縮 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/>、 SIPRI Yearbook 2016, United Nations Office for Disarmament Affairs, Disarmament and Related Treaties, United Nations Information and Outreach Branch 2015

## 地域からの核廃絶への取り組み

### 日本の非核宣言自治体

核兵器を実戦で使用された唯一の国である日本においては、核廃絶を求める動きは早くからありました。そして、核軍拡時代の緊迫した情勢下に出てきたのが、地域から非核三原則(核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず)や核廃絶を求める決議をし、地域への核兵器の持ち込みをさせないことを表明する非核宣言自治体運動です。

日本では、世界に先駆けて1958年、愛知県の半田市が「原水爆実験禁止並びに核兵器持込み反対核非武装宣言に関する決議」を行いました。1959年には、北海道砂川市、静岡県三島市、滋賀県が非核宣言をします。その後は、京都府(1960年)、北海道芦別市(1961年)、愛知県(1963年)、愛知県名古屋市(1963年)、北海道稚内市(1969年)、東京都福生市(1970年)など、いくつかの自治体が非核宣言を行います。兵庫県神戸市は、1975年に核兵器を搭載していない旨を約する証明書を提出しない艦船の神戸港への入港を拒否する「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」が採択されました。これらの宣言や決議は世界に先

駆けて行われたものでしたが、全国に広がるような大きな運動にはなりませんでした。

日本で非核宣言自治体が急速に増えてゆくきっかけとなったのが、イギリスのマンチェスター市が1981年に出した非核宣言です。マンチェスターの宣言は、核廃絶を求めるだけでなく、自らの街を非核兵器地帯であると宣言したこと、そして他の自治体にも同様の宣言を呼びかけていること、つまり自治体レベルで横に核兵器のない地域を広げてゆくことで核廃絶を成し遂げてゆくというビジョンを提示しました。この宣言運動は、イギリスだけでなく、世界中に広がりを見せます。日本でも1980年代から非核宣言自治体は急激に増え続けています。現在では、日本の都道府県、市区町村の約9割が何らかの非核宣言を行なっています。神奈川県は県としても市区町村としても、全ての自治体が宣言をしています。

川崎市は、1982(昭和57)年6月8日に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言は国内の自治体としては22番目でしたが、政令指定都市の中では初めての試みとして注目を集め、その後の非核自治体運動にも大きな役割を果たしました。



## 🇯🇵 日本非核宣言自治体協議会

「日本非核宣言自治体協議会」は、川崎市を含む国内323(2017年2月7日時点)の非核宣言をした自治体が参加する協議会です。1984年に広島県で「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」という趣旨のもと設立されました。

協議会は、非核都市宣言に関する情報・資料の収集や調査・研究のほか、非核都市宣言の呼びかけ、平和事業推進などを行っています。川崎市もメンバー自治体です。

日本非核宣言自治体協議会HP: [www.nucfreejapan.com](http://www.nucfreejapan.com)

## 🇯🇵 平和首長会議

広島・長崎両市長による、「世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こう」との呼びかけに賛同する世界中の自治体で構成されている機構が「平和首長会議」で、世界163カ国・地域7,500都市以上により構成されています。国内では、川崎市を含む1,700以上の自治体が加盟しています。(2018(平成30)年2月1日現在)

2020年までの核兵器廃絶をめざし、1) 全ての核兵器の実戦配備の即時解除、2) 「核兵器禁止条約」締結に向けた具体的交渉の開始、3) 「核兵器禁止条約」の締結、4) 2020年を目標とする全ての核兵器の解体、を柱とする行動指針「2020ビジョン」の下、市民署名活動等を通じて、核兵器禁止条約の早期実現に向けた各国政府への働きかけを継続しています。

平和首長会議HP: [www.mayorsforpeace.org/jp/](http://www.mayorsforpeace.org/jp/)

# 世界の非核兵器地帯

国際的にも、地域を非核化しようという動きは広がってきました。もちろん、日本のように非核宣言を行う自治体もありますが、地域だけでなく、国際条約の締結により、核兵器開発や実験、保有、配備、使用や、核保有国による締結国に対する核攻撃・核による威嚇を禁止する事で、条約を批准した加盟国を非核兵器地帯にしてゆく試みもあります。

## ☑ ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約(通称: トラテロルコ条約 1968年発効)

キューバ危機をきっかけに中南米の非核化を求める国連決議が1963年に採択されました。その後、メキシコが主導して世界初の非核兵器地帯の条約としてできたのが、トラテロルコ条約で、1968年に発効しました。

この条約は、加盟国の領域における、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止しており、付属議定書では中南米に属領を持つイギリスやフランスにも領域での非核を求めているほか、核兵器保有国が加盟国地域において、核兵器の使用や威嚇を行わないことを求めています。

| トラテロルコ条約締約国   |
|---|
| アンティグア・バーブード、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、バリーゼ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グatemala、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラガ、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントキッツ・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・レナディオン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ |
| 議定書を批准している核兵器保有国  |
| 中国、フランス、イギリス、アメリカ、ソ連(ロシア)   |

## ☑ 南太平洋非核地帯条約(通称: ラロトンガ条約 1986年発効)

フランスは1966年から、南太平洋地域で193回もの核実験(大気圏46回、地下147回)を行ってきました。この状況を受け、南太平洋地域における核実験禁止の動きが高まり、1975年、国連総会において、南太平洋の非核地帯設置を支持する決議が採択されます。これを受け、1986年には地域協力機構である南太平洋フォーラム(当時: 現太平洋諸島フォーラム)において条約が発効します。

この条約の特徴は、核兵器に限らず、核爆発装置の製造、取得、所有、管理、配備・実験を禁止しており、公海を含む域内海洋に放射性物質を投棄することも禁じています。

付属の議定書では、核兵器保有国が条約加盟国に対して核兵器を使用する事、核兵器により威嚇すること、保有国が公海を含む域内で核実験を行うことを禁止しています。

| ラロトンガ条約締約国   |
|--|
| オーストラリア、ツバク諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、ババアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ |
| 議定書を批准している核兵器保有国   |
| 中国、フランス、イギリス、ソ連(ロシア)   |

## ☑ 東南アジア非核兵器地帯条約(通称: バンコク条約 1997年発効)

経済的な協力機構として側面が目立つASEANですが、憲章の第1条で、地域の平和、安全、安定を維持強化すること、核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを、ASEANの目標としています。憲章の理念に沿い、ASEANは「東南アジア平和・自由・中立地帯構想 (ZOPFAN)」をあげており、構想の一環として、東南アジアにおける非核兵器地帯条約の実現を主導してきました。

バンコク条約は、冷戦が終結した後の、1997年に発効しました。条約では、加盟国の核兵器開発、製造、取得、所有、管理、配置、運搬、実験を禁止するだけでなく、公海を含む領域内への、放射性物質の投棄や大気中への放出を禁止し、領域内で加盟国以外の国が、核

兵器の運搬以外のこれらの行為を行う事も禁止して  
 います。ASEAN加盟国はすべての国が批准して  
 いますが、残念ながら核兵器保有国は、どこも署名・批准  
 していません。

| バンコク条約締結国  |
|--|
| ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリ<br>ピン、シンガポール、タイ、ベトナム |
| 議定書を批准している核兵器保有国   |
| なし   |

### アフリカ非核兵器地帯条約(通称:ペリンダバ条約、2009年発効)

アフリカの非核地帯化宣言は、早くも1961年に国連で採択されます。しかし、南アフリカが実  
 質的に核兵器を保有していたことから、アフリカの非核地帯化は進みませんでした。南アフリ  
 カでアパルトヘイトを実施してきた政権が崩壊すると、政府は1991年に核兵器を放棄します。ア  
 フリカ非核地帯化への環境が整い、アフリカ統一機構(当時: 現アフリカ連合)はアフリカ非核地  
 帯条約の署名が1996年に行われます。この条約は28カ国の批准が発効条件となっていました  
 が、なかなか規定数に届かず、ブルンジが批准したことで、ようやく2009年に発行しました。

この条約は、南太平洋非核地帯条約をモデルとしていますが、いくつかの点で独自の規定があ  
 ります。締約国による、核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理、配置、輸送  
 の禁止、また締約国がそのための援助を授受すること、  
 放射性廃棄物の領域内投棄の禁止を定めているほか、独  
 自の規定として、過去に製造した核爆発装置やその製造  
 施設の廃棄を義務付けていること、原子力施設への攻撃  
 を禁止することなどを盛り込んでいます。

| ペリンダバ条約締結国   |
|--|
| アルジェリア、ベニン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボワール、<br>赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、レソト、リビア、マダ<br>ガスカール、マラウイ、マリ、モリタニア、モリシヤス、モザンビーク、ナイジェ<br>リア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、タンザニア、ジン<br>バブエ |
| 議定書を批准している核兵器保有国   |
| 中国、フランス、イギリス、ロシア(留保)   |

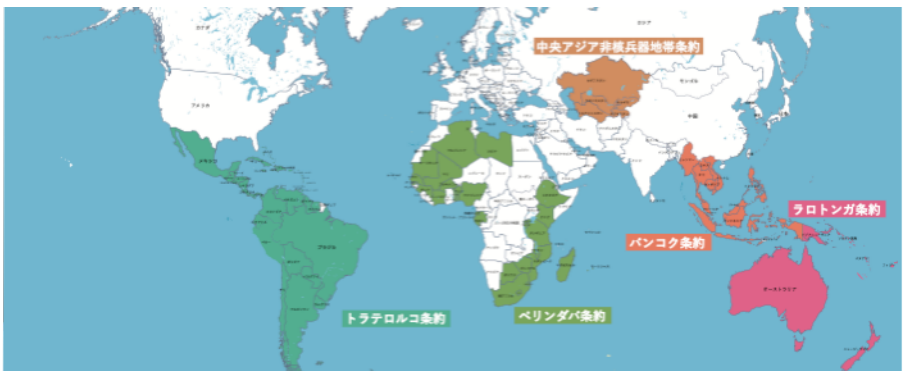
### 中央アジア非核兵器地帯条約(発効2009年)

旧ソ連時代に約500回もの核実験が行われたセミパラチンスクを領域内にもつかザフスタン  
 を始めとする中央アジア5カ国は、1997年より、非核兵器地帯構想に取り組んできました。国連の支援  
 も受けながら2006年には、条約の署名がセミパラチンスクで行われ、2009年に発効しました。

条約では、締約国が、核兵器・核爆発装置を研究、開発、製造、貯蔵、取得、所有、管理を禁  
 止するとともに、他国の放射性廃棄物を廃棄することを禁止しています。

また、付属の議定書では、核兵器保有国による核兵器の  
 使用、威嚇を禁止しています。

| 中央アジア非核兵器地帯条約締結国                    |
|-------------------------------------|
| カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン |
| 議定書を批准している核兵器保有国                    |
| フランス、イギリス、(アメリカとロシアは批准に向けた調整中)      |



参考資料: United Nations Office for Disarmament Affairs, Disarmament and Related Treaties, United Nations Information and Outreach Branch 2015



# 核兵器以外の大量殺戮兵器

核兵器は、大量に人を殺傷し、広範囲・長期間にわたり被害をもたらすことを前提としてしか、使用できない大量殺戮(破壊)兵器ですが、核兵器が唯一の大量殺戮兵器というわけではありません。核兵器が登場する前から、生物兵器、化学兵器が大量殺戮兵器として実戦で使用されてきました。生物兵器は、細菌やウイルスを使用した兵器で、古くから使われてきました。炭疽菌、ボツリヌス毒素、ペスト、天然痘などが兵器として使われます。化学兵器は、液体・気体の兵器で、オウム真理教により使用されたサリンやVXガス、マスタードガスなどニュースなどでよく目にするものもあります。化学兵器は第一次世界大戦で盛んに使用されました。また、使用されたことはありませんが放射能兵器も大量殺戮兵器に分類されます。放射能兵器は放射性物質を爆弾に詰めてまくなどの方法で広範囲に被曝を引き起こす兵器です。

## 生物兵器

### 生物兵器の使用: 近代以前

大量殺戮兵器のうち、最も古くから使用されてきたと考えられているのが、生物兵器です。細菌やウイルスの存在が解明されていなかった時代でも、例えばペストの流行により大量に人が死亡することはわかっており、細菌は非常に原始的な形で、古くから兵器として利用されてきました。14世紀のクリミアにおいて、モンゴル軍は、ペスト菌に感染した死体をカタパルトを使って攻撃目標に投下したといわれています。

18世紀には、イギリス軍が、フレンチ・インディアン戦争の最中、天然痘の患者を包んでいた毛布を、兵器として利用したとも言われています。

いずれも100%の検証がなされているわけではありませんが、生物兵器がかなり昔から使用されてきたことを示唆しています。

### 生物兵器の使用: 近代以降

19世紀に細菌の培養法など細菌学が確立されてゆくにつれ、兵器としての細菌の研究も本格化してゆきます。生物兵器は、製造が低コストであること、大量に敵側の人間を殺傷すること、使用の有無を特定することが困難であることなど、兵器を使用する側にとって「利点」ともなりうる特徴がある一方、使用範囲や使用した影響の持続時期を限定させることが非常に困難であるなど使用する側にとっても厄介な特徴もあります。こういった特徴から、生物兵器は化学兵器に比べると国家間の戦争においては、あまり使用されてはいません。

第一次世界大戦中、ドイツは炭疽菌、鼻疽菌、コレラなどを生物兵器として使うための研究を進展させてきました。確定的な検証はされていませんが、連合国側に炭疽菌や鼻疽菌に感染させた家畜を輸送するなどの方法で、細菌戦を試みたとされています。第二次世界大戦中には、日本軍が、中国のいくつかの地方でペスト菌やコレラ菌を使用し、犠牲者を出しました。

冷戦期の1979年には、ソ連の軍研究所から炭疽菌が漏れ、周辺住民66人が死亡する事故が起きていたことが、ソ連崩壊後の1992年にロシア政府より発表されました。

生物兵器は、製造コストが安価であることから、近年はいくつかのテロに使用されています。

アメリカでは2001年、同時多発テロのが起きた直後にマスコミや議員に炭疽菌の入った封筒が郵送され、5人が死亡する、炭疽菌事件が起きました。当初、アメリカ政府はアルカイダの犯行であるとの見方を取っていましたが、犯人はアルカイダとは無関係のアメリカの微生物研究者であったとFBIは結論づけています。

日本では、オウム真理教が1992年にボツリヌス菌や炭疽菌を東京で散布しました。幸い死者、感染者とも出ませんでしたが、その後オウム真理教は化学兵器の製造を行い、1995年には地下鉄サリン事件が起きます。

参考資料: エドワード・M. スピアーズ、化学・生物兵器の歴史、東洋書林、平成14年8月27日判決言渡第1事件・平成9年(ワ)第16684号 損害賠償請求事件第2事件・平成11年(ワ)第27579号 損害賠償等請求事件、ウ・タント国連事務総長報告、化学・細菌(生物)兵器とその仕様の影響、大蔵省印刷局、Hugh-Jones M. Wickham, Intelligence and National Security: Steed and German biological warfare research Vol7 1992, Routledge. Julian Perry Robinson, Milton Leitenberg, The Problem of Chemical and Biological Warfare Vol I: The Rise of CB Weapons, Humanities Press

## 化学兵器

### 化学兵器の使用: 第一次世界大戦

第一次世界大戦は、戦車や潜水艦、航空機など新たな兵器が本格的に投入された戦争でしたが、化学兵器が本格的に使われた戦争でもありました。第一次世界大戦は、様々な毒ガスが開発・使用された戦争です。初期にはガスボンベで敵側に放出する方式で、催涙ガスがイギリス、フランス、ドイツにより使用され、その後、1915年には塩素ガスがドイツ、イギリスにより使用されるようになります。

毒ガス防護として、ガスマスクの装備が一般的になってくると、ガスマスクでは防ぐことができない、皮膚に付着し爛れさせる毒ガスが開発・使用されるようになります。この種類の化学兵器で、第一次世界大戦中から現在に至るまで使用されているものにはマスタードガスがあります。マスタードガスは、通常のガスマスクやゴム製の防護服では防ぐことができず、皮膚や消化器、肝臓、脾臓、骨髄に作用し、吐き気や呼吸困難、失明などを発症させ、人を死に至らしめます。

第一次世界大戦では、化学兵器により9万人が死亡し、100万人以上が負傷したと推計されています。

毒ガスが大量に使われた第一次世界大戦の後、多国間で毒ガスの使用を禁じるジュネーブ議定書が締結されました。



米軍により撮影された、第一次大戦中にマスタードガスを浴びた兵士

撮影: U.S. Army(1918)

## 化学兵器の使用: 第一次世界大戦以降

議定書が結ばれたこともあり、第一次世界大戦以降、世界的規模で化学兵器が戦場における主要な兵器となることはありませんでしたが、旧陸軍の資料によれば、日本軍は中国において「あか」や「きい」と呼称される毒ガスを使用したとされています。日本軍は終戦に伴い、中国に配備していた大量の化学兵器を遺棄し、戦後も遺棄された化学兵器による被害者が出ています。日本政府は化学兵器禁止条約の規定に従い、遺棄された化学兵器の廃棄処理を行なっています。

戦闘での使用ではありませんが、ナチスドイツは絶滅収容所において、チクロンという毒ガスをユダヤ人やロマを大量殺戮するために使用しています。

戦後では、ベトナム戦争中、米軍は8万リットルもの枯葉剤を使用しました。枯葉剤は、元々は大量殺戮のために作られた化学兵器ではありませんが、アメリカ軍はゲリラの潜伏する森林と、敵の農業を破壊するために兵器として使用しました。枯葉剤の影響で、流産、奇形児出産、癌の発生などに苦しむ人が現在でも数多くいま

す。アメリカでは、枯葉剤に曝露したベトナム戦争帰還兵に対しては、救済法を適用していますが、ベトナムの被害者に対しては、謝罪、保障ともに行なっていません。

フセイン政権下のイラクは、イラン・イラク戦争でイラン国内と自国のクルド人に対してマスタードガスや神経ガスを使用しました。湾岸戦争終結まで、イラクは生物化学兵器を保有していましたが、湾岸戦争の停戦条件として保有していた生物化学兵器の廃棄、開発・生産設備の廃棄と開発の放棄を受け入れます。しかし、生物化学兵器の廃棄、設備の放棄の過程で、国連の査察に協力的でなかったこともあり、のちのイラク戦争においては、イラクの大量殺戮兵器保有が、アメリカにより開戦の口実として使われます。しかし、後の調査では、イラクが化学兵器や生物兵器などの大量殺戮兵器を保有していなかったことが明らかになりました。

国家が化学兵器を使用した近年の例としては、2002年モスクワの劇場が、コーカサスの武装勢力により占拠され、観客を人質にとられた事件があります。ロシア政府は人質解放のために、特殊部隊を突入させました。特殊部隊は、突入の際に武装勢力を一定時間意識不明にすることを目的とした無力化ガスを、劇場内に投入します。しかし、ガスの情報が病院とは共有されていなかったことなどから、人質922名のうち129名もの人々が、搬送先の病院で亡くなりました。

また、2011年から現在まで泥沼化しているシリア紛争においても、2013年と2017年に、化学兵器が使用された



解放直後に撮影されたアウシュビッツ絶滅収容所のガス室内部(1945年1月)

出典: 米国 National Archives and Records Administration



「ピンクのバラ」作戦でベトナム南部に枯葉剤を散布する米空軍のC-123(1967年1月)

出典: 米国 National Archives and Records Administration



モスクワの劇場テロで救出された人々を見舞うプーチン大統領。特殊部隊が劇場に突入する際に無力化ガスを使用したため多くの死者が出た(2002年10月)

出典: www.kremlin.ru

と見られています。アメリカは、どちらもシリア政府による使用を主張していますが、2013年に関しては、国連調査団が政府側が使用したのか、ISILも含む反政府側が使用したのかは特定できないとし、国連安保理もシリアにおける化学兵器の使用を非難する決議はしたものの、使用者について断定はしませんでした。2017年の神経ガスが使われたケースは、シリア軍が使用したとされています。

## ☑ テロと化学兵器

化学兵器はしばしば「貧者の核兵器」と呼ばれることがあります。もちろん素人が家庭で簡単に作るようなものではないにしろ、核兵器のように大掛かりな設備や予算を必要としないことからついた呼称ですが、この特徴から、化学兵器は非国家主体により使用されることがあります。

多くの犠牲者を出し、かつ世界に衝撃を与えた非国家主体による化学兵器の使用は日本で起きました。宗教団体のオウム真理教は、教団にとって邪魔になる人物や運動を標的とし、1993年より、サリン、ホスゲン、VXガスを使った殺害/殺人未遂事件を繰り返し行ってきました。特に94年に長野県松本市で起こした松本サリン事件では、死者7人、負傷者660人を、95年に東京の営団地下鉄(現東京メトロ)の3路線で起こした地下鉄サリン事件では死者13人、負傷者6300人の犠牲者を出し、大都市で市民を標的にした化学兵器によるテロとして世界にも大きな衝撃を与えました。

近年では、2014年からISILは、イラクやシリアにおいてマスタードガスを使用してきたとされています。

また、2017年には、マレーシアで北朝鮮指導者の親族が化学兵器であるVXガスと思われるもので殺される事件があり、殺害への北朝鮮政府の関与が疑われています。

参考資料: 陸軍習志野学校『支那事変二於ケル化学戦例証集』昭和17年、歩兵第二二四聯隊「冬季山西肅正作戦戦闘詳報」昭和17年、United States Holocaust Memorial Museum <https://www.ushmm.org/outreach/en/article.php?ModuleId=10007714>、BBC Moscow theatre siege: Questions remain unanswered <http://www.bbc.com/news/world-europe-20067384>、United Nations 'Clear and convincing' evidence of chemical weapons use in Syria, UN team reports <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=43856&WID=Oprnd>、United Nations Syria: UN probe documents use of chemical weapons and other crimes against civilians <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=57468&WID=COprnd>

## 生物化学兵器に関する軍縮条約

大量殺戮兵器としては、核兵器よりも以前から生物化学兵器が使用されてきました。特に第一次世界大戦では、毒ガスなどの化学兵器が後半に使用されたこともあり、生物化学兵器を削減、禁止しようという国際的な取り組みは早くから始まっています。

### ☑ 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書(通称: ジュネーブ議定書 1925年発効)

第一次世界大戦の敗戦国であるドイツは、大戦中に大量の化学兵器を使用しました。これを受けて、まずベルサイユ条約において、ドイツのみ、化学兵器の保有が禁止されます。その後1925年に、ドイツだけでなく多国間で、窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質の使用を禁止するとともに、使用禁止の対象には細菌学的戦争手段の使用も含まれることを明記したジュネーブ議定書が締結されました。

この条約は、多国間で生物化学兵器の使用を禁止する試みとしては画期的な条約ですが、禁止されているのはあくまでも使用です。開発や保有は禁止されてはならず、条約批准後も締約国は生物化学兵器を放棄したわけではありません。日本は、1925年に署名はしましたが、批准はせず1970年ようやく批准しました。

### 🇨🇪 生物兵器禁止条約(略称: BWC 1975年発効)

ジュネーブ議定書は生物化学兵器の使用のみを禁止する条約でしたが、生物化学兵器のうち生物兵器の使用、保有、開発、保有している生物兵器の廃棄を包括的に禁止する条約が、生物兵器禁止条約です。1975年に発効し、日本は1982年に批准しました。

条約は15条からなっており、武力として設計されたあらゆる生物・微生物剤とその運搬手段の保有、開発、生産の禁止、批准後9ヶ月以内の保有している生物兵器の廃棄、または平和的な目的のための転用、締約国による他国・他者への移転や援助の禁止、締約国同士の義務違反申告の権利、ジュネーブ議定書の禁止の継続、5年毎の運用会議の開催などが盛り込まれています。

|  |
|--|
| <b>署名未批准国</b>  |
| シリア、ハイチ、エジプト、ソマリア、タンザニア、中央アフリカ                             |
| <b>未署名未批准国</b>   |
| イスラエル、キリバス、ツバル、サモア、ニウエ、ミクロネシア、エリトリア、コモロ、ジブチ、チャド、ナミビア、南スーダン |

### 🇨🇪 化学兵器禁止条約(略称: CWC 1997年発効)

化学兵器の使用のみを禁止したジュネーブ議定書から70年近く経った1993年、化学兵器の保有、開発、生産、保有している化学兵器の廃棄など包括的に化学兵器を禁止する条約が、パリで署名されました。この条約は24条からなり、防護の権利や各種手続きまで含む長大な条約ですが、主な内容は、化学兵器の保有・開発・生産・移譲の禁止、保有する化学兵器や生産手段の廃棄の義務、禁止の対象となる定義やそこから除外される対象、条約違反に対する査察、他国に遺棄した化学兵器の廃棄義務などを定めています。日本は1995年に批准しています。日本政府はこの条約に基づいて、中国に遺棄されている旧日本軍の化学兵器の廃棄を行なっています。

「化学兵器の使用」の章で紹介したロシアのケースでは、モスクワでテロの鎮圧のため無力化ガスが使用されましたが、このことに対してロシアは国連より査察は受けていません。これは、条約により禁止されない目的の中に、国内の暴動の鎮圧や法の執行のための目的が入っており、ロシア国内の無力化ガスの使用はこれに該当するからです。

|                |
|----------------|
| <b>署名未批准国</b>  |
| イスラエル          |
| <b>未署名未批准国</b> |
| エジプト、南スーダン、北朝鮮 |

## 通常兵器に関する軍縮条約

核兵器は実戦においては広島・長崎を最初で最後として使用されていません。また、生物化学兵器も第一次世界大戦終結以降は、兵器使用の主流にはなっていません。しかし、武器により大量の人が死亡・負傷しなくなったのかというと、残念ながらそんなことはありません。ほとんどの武力紛争や一方的な殺戮で犠牲をもたらしているのは、大量殺戮兵器以外の武器=通常兵器です。

武器の保有や使用をどのようにコントロールし、削減して行けるのかは、軍縮という観点から大きな課題です。

いくつかの特に非人道性が高いとみなされる通常兵器については、禁止をしてゆこうという動きもあります。軍事目標のみを破壊することを想定せず、過度な人的被害をもたらしたり、無差別に効果を及ぼす兵器を禁止する国際条約がいくつか発効しています。

### 🗳️ 特定通常兵器禁止制限条約(略称: CCW 1983年発効)

通常兵器の中でも、無差別性や過度の被害を及ぼす兵器の使用を禁止、または制限する目的で1983年に発効したのが特定通常兵器禁止条約です。条約自体は、主に手続的な事項を規定しており、実際の兵器に関する規定は順次採択されてきた5つの議定書により定められています。議定書1(1983年発効)は、X線で検出不可能な破片により損害を与えることを目的とした兵器の使用を禁止しています。議定書2(1998年改定発効)では、地雷や殺傷を目的とする偽装兵器(ブービートラップ)に類する兵器を軍事目標以外に使用することや、軍事目標を含んでいてもそれ以外にも被害が及ぶような方法での使用、非戦闘員の被害、民生物の被害が予測可能である場合の使用の禁止を一般的な制限項目としているほか、散布される地雷に無力化装置を取り付ける義務や、どこに地雷を敷設したのかを記録する義務、条約に適合しない地雷を他国に移譲しないこと、条約に従い提供された情報の秘密保護の原則などが定められています。

議定書3(1983年発効)は、焼夷弾や火炎瓶、火炎放射器などの焼夷兵器を非戦闘員に対し使用することを禁止するほか、たとえ軍事目標であっても人口密集地域に対して使用すること、森林を焼き払うことを禁止しています。

議定書4(1998年発効)は失明させることを目的とするレーザー兵器の使用禁止、レーザー装置を使う場合の失明を予防する措置を取る義務などが定められています。

議定書5(2006年発効)では、不発弾や遺棄弾などの爆発性戦争残存物に関して、支配領域において責任を負うこと、使用した側は支配領域外であっても残存物処理のための支援を行うこと、残存物の被害者に対する社会復帰の支援などが規定されています。この条約のうち議定書2と5はそれぞれ後に、対人地雷禁止条約、クラスター爆弾に関する条約へと発展してゆきます。

#### 条約本体署名未批准国

アフガニスタン、エジプト、ナイジェリア、スーダン、ベトナム

### 条約本体未署名未批准国

アンドラ、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ブータン、ボツワナ、ブルネイ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、ドミニカ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ギニア、ガイアナ、ハイチ、インドネシア、イラン、ケニア、キリバス、キルギス、レバノン、リビア、マラウイ、マレーシア、マーシャル諸島、モリタニア、ミクロネシア、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オマーン、パラオ、バブアニューギニア、ルワンダ、セントキッツネビス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、シンガポール、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スリナム、スワジランド、シリア、タイ、東ティモール、トンガ、トリニダード・トバゴ、ツバル、タンザニア、バヌアツ、イエメン、ジンバブエ

### 議定書1未批准国

バーレーン、ブルンジ、カメルーン、コートジボアール、ドミニカ共和国、モロッコ、セネガル

### 議定書2未批准国

アルジェリア、アンティクアバーブダ、バーレーン、ベニン、ブルンジ、コートジボアール、キューバ、ジブチ、カザフスタン、ラオス、レソト、モリシャス、メキシコ、モンゴル、カタール、サウジアラビア、パレスティナ、トーゴ、ウガンダ、UAE、ウズベキスタン

### 議定書3未批准国

ブルンジ、カメルーン、コートジボアール、ドミニカ共和国、イスラエル、モナコ、モロッコ、韓国、トルコ、トルクメニスタン

### 議定書4未批准国

ベニン、ブルンジ、コートジボアール、ジブチ、ヨルダン、ラオス、モナコ、韓国、セネガル、パレスティナ、トーゴ、トルクメニスタン、ウガンダ、UAE、ベネズエラ、ザンビア

### 議定書5未批准国

アルジェリア、アンティクアバーブダ、ベニン、ボリビア、カーボベルデ、カンボジア、コロンビア、ジブチ、イスラエル、日本、ヨルダン、カザフスタン、モルジブ、モリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ナウル、ニジェール、フィリピン、セルビア、セイシェル、スリランカ、パレスティナ、トーゴ、トルコ、ウガンダ、イギリス、ウズベキスタン、ベネズエラ

## 対人地雷禁止条約(通称: オタワ条約 1997年発効)

地雷はオスマントルコの時代から使われている兵器で、大きく分けると戦車などの車両を対象にした地雷と、人を対象にした地雷(対人地雷)があります。対人地雷は地面や地表に散布され、5~10キロ程度の圧力がかかると地中・地表で爆発するもの、地表から飛び上がり爆発するもの、地表で地雷とワイヤーをつなぎ、ワイヤーが引っ張られると爆発するものなどがあります。いずれも、炸薬による爆風以外に、地雷の中に金属片などを仕込んでおき、爆風で飛ばすことで威力を増しています。

対人地雷のほとんどは、人を殺すことを目的にしていません。足を吹き飛ばすなど、深刻な怪我を負わせることを目的にしています。これは、殺すよりも怪我をさせた方が、怪我人の搬送や手当などより大きな負担を敵側に強いることができるからです。使用目的自体、非

常に非人道性が高い兵器ですが、対人地雷は使用した後も非常に厄介な兵器です。対人地雷は、一般的に非常に小型で、木やプラスチックで作られているものも多いため、探知が非常に困難です。また、地表や浅い地中に敷設されることから、敷設後大雨や洪水で、どこかに流れてしまうこともあります。

このように、非常に非人道性の高い対人地雷を禁止しようという国政条約が対人地雷禁止条約です。この条約は、ある意味で、非常にユニークです。普通軍縮関連の国際条約は、政府を主体とした二国間、多国間の交渉により政府・国連などを場として進められますが、対人地雷禁止条約は政府よりもNGOがイニシアティブをとって進められてきました。

1990年代初頭より、武力紛争地などで活動する世界のNGOが連帯し、地雷禁止国際キャンペーンを始めます。その後それぞれのNGOが拠点を置く国の政府への働きかけなどを粘り強く続け、1996年カナダ政府が呼びかける形で、対人地雷を禁止する国の政府とNGOによる国際会議が開かれ、1997年9月には条約成立にこぎつけます。この経緯から対人地雷禁止条約はオタワ条約とも呼ばれています。

この条約では、地雷探知・除去・廃棄のための技術開発・訓練のためを除き、使用や生産、移譲や援助など一切の対人地雷に係る行為が禁止されています。また、すでに保有している国は、4年以内に廃棄することや、地雷が敷設された地域を管轄する政府は文民が被害に遭わないようにすることや、10年以内に敷設された地雷を除去することも定めています。

特徴的な規定としては、当事国以外も地雷除去や被害者の支援を行うことが定められています。

| 署名未批准国   |
|--|
| マーシャル諸島  |
| 未署名未批准国  |
| アメリカ、キューバ、インド、韓国、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、中国、トンガ、ネパール、パキスタン、ミャンマー、ベトナム、ミクロネシア、モンゴル、ラオス、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、ロシア、UAE、イスラエル、イラン、エジプト、サウジアラビア、シリア、バーレーン、モロッコ、リビア、レバノン |

## 🗳️ クラスター弾に関する条約(通称: オスロ条約 2010年発効)

NGOが連合体を作り、制定に大きな役割を果たした軍縮条約は、対人地雷禁止条約以外にもあります。それがクラスター弾に関する条約です。クラスターは束という意味ですが、クラスター爆弾はその名の通り、親爆弾の中にたくさんの子爆弾を詰め、使用するものです。通常の破砕性単弾頭の爆弾が、建造物の破壊など「点」を目標とするのに対して、広範囲に子爆弾をばらまくクラスター爆弾は「面」を目標とします。太平洋戦争中にアメリカ軍により大量に投下された焼夷弾もクラスター爆弾の一種です。

兵器はどのようなものであっても、基本的に非人道的なものです。クラスター爆弾には特筆すべき非人道性がいくつかあります。

まず、一発の親爆弾が大量の子爆弾を広範囲にまくため、被害が広範囲に及ぶという爆弾自体が持つ特性があります。このため、戦闘の当事者(戦闘員)以外への被害が非常に深刻であり、



イギリスの人道NGOハンディキャップ・インターナショナルによれば、クラスター爆弾の犠牲者のうち97%は非戦闘員であると言われています。

また、クラスター爆弾の特徴としては、不発弾の多さがあります。ハンディキャップインターナショナルによると、使用されたクラスター爆弾のうち4割近い子爆弾が不発弾となっています。これは技術的な問題以外にも、投下された地面がぬかるみなどで柔らかかったり、落下の衝撃が弱すぎたりということが原因で起きますが、不発弾となった子爆弾は、対人地雷と同じように、長期間にわたりいつ爆発するかわからない状態で存在し続けます。

そして、これら不発弾を除去するのは、大変な時間と手間がかかります。まず、クラスター爆弾は、空中で親爆弾から分かれてばら撒かれることから、子爆弾が一体どこにあるのかを特定するのは難しく、長い時間をかけて金属探知機などを使って探さなければなりません。また、探知作業中の振動によって不発弾が爆発することもあり、クラスター爆弾除去は極度の慎重を要する作業でもあります。

このように、非人道性の高いクラスター爆弾を規制、禁止しようとNGOや、赤十字などがキャンペーンを粘り強く続け、2006年の特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の会議で議題として取り上げられました。しかし、全会一致が原則であるCCWでは、保有国の反対で採択には至りませんでした。しかし、ノルウェーが対人地雷禁止条約と同じような手法で条約制定に向けた話し合いの場を持つことを提案し、その後2008年には採択に至り、2010年に発効しました。ノルウェーの呼びかけで、最初の会議がオスロで開催されたことにちなみ、この条約は、オスロ条約という呼び方をされることもあります。

この条約では、クラスター爆弾の保有、使用、開発、生産、移譲やクラスター爆弾を保有・使用するための援助を禁じているほか、すでに保有しているクラスター爆弾を発効後8年以内に破棄すること、不発弾を10年以内に除去することなどが定められています。また、禁止や廃棄の義務だけでなく、クラスター爆弾の犠牲者が存在する締約国に対して、援助をすることも定められています。日本は2009年に批准しています。

ただ、この条約は、クラスター爆弾を大量に保有するアメリカや、中国、ロシアが未批准であり、現在でも、クラスター爆弾は紛争地で使われ続けています。

#### 署名未批准国

アンゴラ、インドネシア、ウガンダ、ガンビア、キプロス、ケニア、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、ジャマイカ、タンザニア、中央アフリカ、ナイジェリア、ナミビア、ハイチ、フィリピン、ベナン、マダガスカル、リベリア

#### 未署名未批准国

アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ブータン、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、中国、ドミニカ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、ガボン、ジョージア、ギリシャ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、北朝鮮、韓国、クウェイト、キルギス、ラトビア、リビア、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ポーランド、カタール、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、ソロモン諸島、南スーダン、スリランカ、スーダン、スリナム、シリア、タジキスタン、タイ、東ティモール、トンガ、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、UAE、アメリカ、ウズベキスタン、パヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

## ☑ 武器貿易条約(略称: ATT 2014年発効)

武力紛争で人を殺す道具となるのはいうまでもなく武器です。アムネスティインターナショナルによれば、世界ではほぼ一分間に一人、武器使用により人が死んでいます。そして、近年ではテロ組織や内戦の交戦主体となる非政府武装組織への武器の移譲も国際的政治空間では問題視されるようになって来ました。

武器取引は、一般的に想像されるよりもはるかに国際的な規制がなく野放しの状態が続いて来ました。このような現状を鑑み、大きなものは戦闘用の航空機、戦車や大砲から銃などの小火器まで、武器貿易の管理を厳重にするために制定されたのが、武器貿易条約です。この条約は武器取引、武器貿易を禁止したり、削減したりすることを目的にしたものではありませんが、これまでの国際人道法の流れの中にあつた「非人道的な兵器」を禁止するという条約とは一線を画する軍縮条約です。

この条約は、対人地雷禁止条約やオスロ条約とは違い、国連の場で交渉が進み採択されたものですが、これら2条約と同じように、NGOやノーベル賞受賞者などが、「コントロール・アームズ」というキャンペーンを条約交渉に先行して展開しました。

条約の制定・発効には、武器製造や武器輸出が大きな産業となっている国の合意も必要になることから、結果としては、武器の移転にかなり色々な抜け道が用意されている条約とはなりましたが、それでも小火器までをカバーした武器の移転に対して、一定の規制をかける条約となっています。

この条約の、最も核となっている趣旨は、通常兵器の貿易を、国際的に統一された基準のもと運用することで、武器の拡散を防ぐというところであり、特定の武器の使用や保有、移転を禁止する軍縮条約とはかなり趣旨が異なります。禁止に係る規定としては、国際人権法や国際人道上重大な違反に類する行為に使われることがわかっている場合や国連安保理決議に違反する場合は、武器を輸出してはいけないということが規定されています。そして、これを達成するために、国内の武器輸出に関する管理を強化すること、武器の輸出入情報を提供すること、そして直接の輸出ではなくとも通過や積み替え、仲介に関しても一定の規制をかけています。

条約は、締約国数が規定に達した90日後の2014年12月に発効しました。日本は2013年5月に批准しています。

武器貿易条約は、小火器や弾薬まで含む、通常兵器の移転を規制するという観点では、画期的な条約ではありますが、武器を、テロや国際犯罪組織へ移転できてしまう余地もかなりある条約であり、条約発効後も残念ながら、通常兵器の移転は無くなっていません。

### 署名未批准国

アンドラ、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ、ジブチ、ガボン、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、イスラエル、キリバス、レバノン、リビア、マラウイ、マレーシア、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、ナウル、パラオ、フィリピン、ルワンダ、サントメプリンシペ、シンガポール、スリナム、スワジランド、タイ、トルコ、ウクライナ、UAE、タンザニア、アメリカ、バヌアツ、ジンバブエ

## 未署名未批准国

アフガニスタン、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブルネイ、カナダ、中国、キューバ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、ガンビア、バチカン、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェイト、キルギス、ラオス、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モロッコ、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、オマーン、パキスタン、パレスチナ、バブアニューギニア、カタール、ロシア、サウジアラビア、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア、タジキスタン、東ティモール、トンガ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン

## ミニトピック: テロとの戦い→誰がテロ組織に武器を供給しているのか

非政府武装勢力やテロ組織への武器移譲の問題は、近年問題視されることが多く、また、武器貿易条約も発効に至ったのは、この問題意識がある程度国際的に共有されていたからでもあります。しかし、例えばシリア紛争からもわかるように、武器の流入は止まっていません。例えばISILはアメリカ、アサド政権、ロシアなどすべての紛争当事国から、残虐なテロ組織とみなされていますが、2017年現在も武力闘争を続けています。武力闘争を続けているということは、続けるための武器・弾薬を常にどこからか調達できていることになります。

いったい、誰がどのように武器をISILに供給しているのでしょうか。これに関しては興味深いレポートがあります。一つはイギリスの調査組織「Conflict Armament Research」のISILに関する一連の調査レポートです。調査では、ISILの使用した薬莖や、撤退した後に放置された銃器、爆薬から、それらの身元を割り出しています。

火器に関しては対戦車ロケットランチャー、重機関銃、軽機関銃、拳銃について、シリアルナンバーから製造国を割り出しています。使われている銃は、アメリカ製、ソビエト製、中国製、ベルギー製、オーストリア製、クロアチア製などであり、対戦車ロケットは旧ユーゴスラビア製と、かなりバラバラなものが使われています。また、ものによっては、2つの武器を合体させて使用しているものもありました。

これらに使われる弾薬や爆薬も様々な国で、様々な時代に製造されたものでした。製造国は21カ国にも及び、製造年は1945年～2014年までの幅がありました。主な製造国は、中国、ソビエト、アメリカ、ロシア、セルビア、ルーマニア、ブルガリアなどでした。70年前の弾薬などかなり古いものも多く使われているようです。2010年以降に製造された弾薬に関しては、ブルガリア、中国、トルコ、セルビア、チェコ、イランなどの国で作られたものが多く見つかっています。また、発見された薬莖の中には、兵器用だけでなく、アメリカのスポーツライフ用のもも見つかっています。

撤退後の場所で、放置された武器弾薬や薬莖を調査しているので、この調査でISILが使用している武器の全貌がわかるわけではありませんが、少なくともこの調査は、ISILは系統立って最新式の武器弾薬を仕入れているわけではなく、かなり様々な供給元からその都度手に入るものを調達していることを示唆しています。

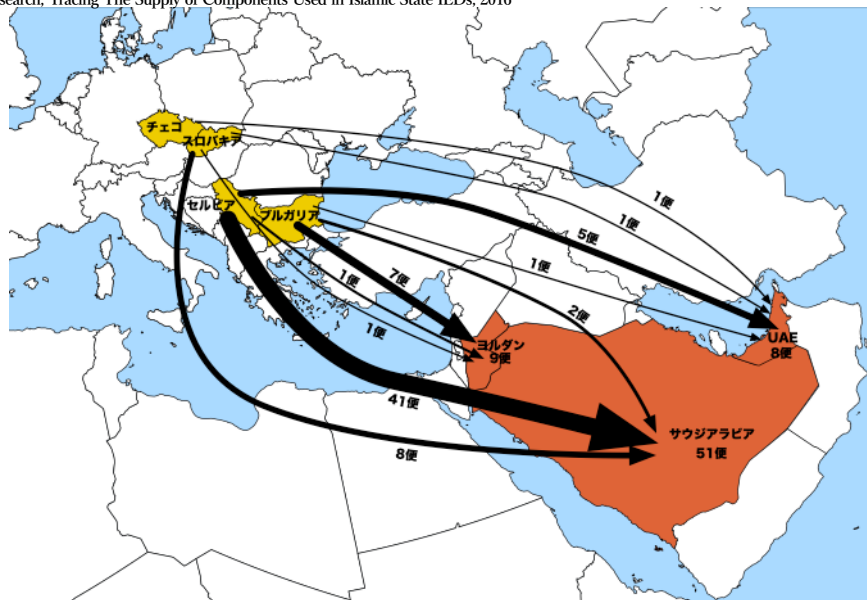
では、どのような方法で武器を調達しているのでしょうか。

非営利の調査センターが集まって作った「Organized Crime and Corruption Reporting Project(OCCRP)」と「Balkan Investigative Reporting Network(BIRN)」が協力して実施したプロジェクト「Making a Killing」は、2012年から2016年までの東ヨーロッパからシリアとイエメンへの武器輸送ルート进行调查しています。これは、武器を受け取る末端までは特定できていませんが、武器貿易条約の抜け穴を示す調査結果となっています。

調査によれば、中東への武器・弾薬の輸出は、クロアチア、チェコ、セルビア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、ボスニア、モンテネグロからサウジアラビア、ヨルダン、UAE、トルコへと輸送されています。輸出元である国は、スロバキアを除き全てが武器貿易条約の批准国です。

一方輸出先の国は、どこも武器貿易条約を批准していません。つまり、この輸送ルートは、武器弾薬がシリア紛争でISILなどの武装組織によって使われることを輸出元の国が「知らない」限り、違法であると断定することが難しい武器の取引になります。条約を批准していない輸入国は、締約国が義務付けられている、武器弾薬の輸出入情報の管理強化や情報提供の枠外にあります。実際に、この調査に関連する取材を受けたセルビアの首相は、輸出した武器が最終的にシリアで使われるかどうかは知らないと述べています。

参考資料: Organized Crime and Corruption Reporting Project(OCCRP)&Balkan Investigative Reporting Network(BIRN), Making a Killing <https://www.occrp.org/en/makingakilling/making-a-killing/>, Conflict Armament Research, Dispatch from The Field Islamic State Ammunition in Iraq and Syria, 2014, Conflict Armament Research, Dispatch from The Field Islamic State Weapons in Iraq and Syria, 2014, Conflict Armament Research, Tracing The Supply of Components Used in Islamic State IEDs, 2016



OCCRPとBIRNの調査で特定された、東欧から中東への武器空輸ルート

出典: OCCRPのHPより作成(<https://www.occrp.org/en/makingakilling/making-a-killing/>)

〈発行〉 川崎市平和館 2024(令和6)年3月発行

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町33-1